

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

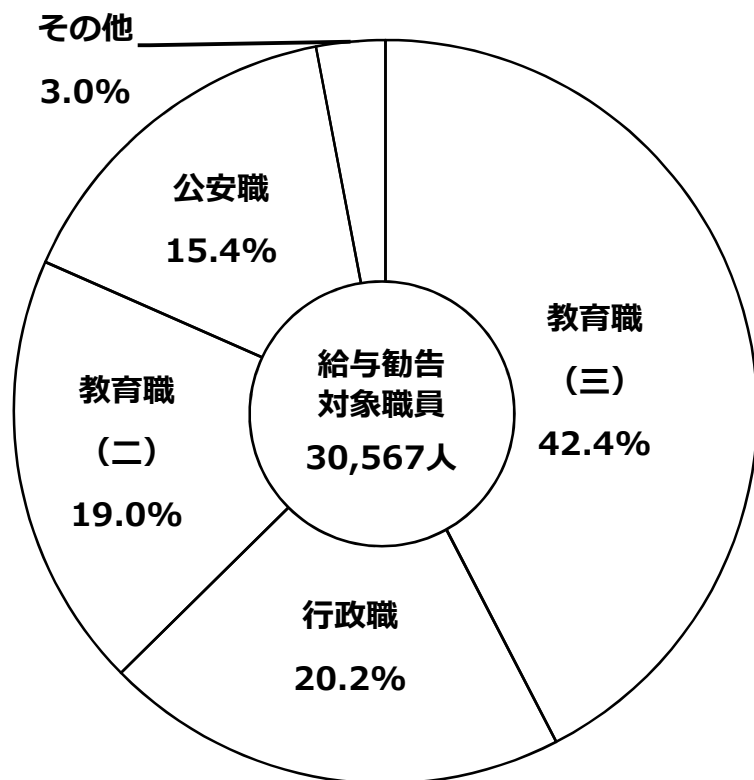
平成30年10月
茨城県人事委員会

目次

①	給与勧告の対象職員	1
②	給与勧告の手順	2
③	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	3
④	民間給与との較差に基づく給与改定	4
⑤	本年の勧告のポイント	5
⑥	職員（行政職）の平均給与及びモデル給与例	6
⑦	給与勧告の実施状況（行政職）	7

① 給与勧告の対象職員

平成30年4月1日現在の給与勧告の対象職員は、30,567人(平均年齢42.7歳) (注1) です。
このうち、民間給与との比較を行っている行政職は、6,026人(平均年齢43.3歳) (注2) ,
給与勧告対象職員の19.7%となっています。



給料表	職員の例	職員数 (人)	平均年齢 (歳)
行政職	県庁等の行政職員	6,172	42.9
公安職	警察官	4,725	37.2
海事職	船員	22	45.8
教育職 (一)	県立医療大学の教員	104	48.7
教育職 (二)	高校, 特別支援学校等の教員	5,811	44.4
教育職 (三)	小・中学校等の教員	12,954	43.9
研究職	研究員	263	40.4
医療職 (一)	医師, 歯科医師	21	40.5
医療職 (二)	薬剤師, 栄養士	255	39.3
医療職 (三)	保健師, 看護師	190	42.3
福祉職	児童指導員, 職業指導員	43	43.8
特定任期付職員	特定任期付職員	2	62.8
第2号任期付研究員	任期付研究員 (若手育成型)	5	39.0
計		30,567	42.7

(注1) 平成30年職員給与実態調査の対象職員(休職中, 育児休業中の職員や再任用職員, 非常勤及び臨時の職員等を除く。)の人数等である。
(企業職員, 病院事業職員及び技能労務職員は, 職員給与実態調査及び給与勧告ともに対象外のため, この数字に含まれていない。)

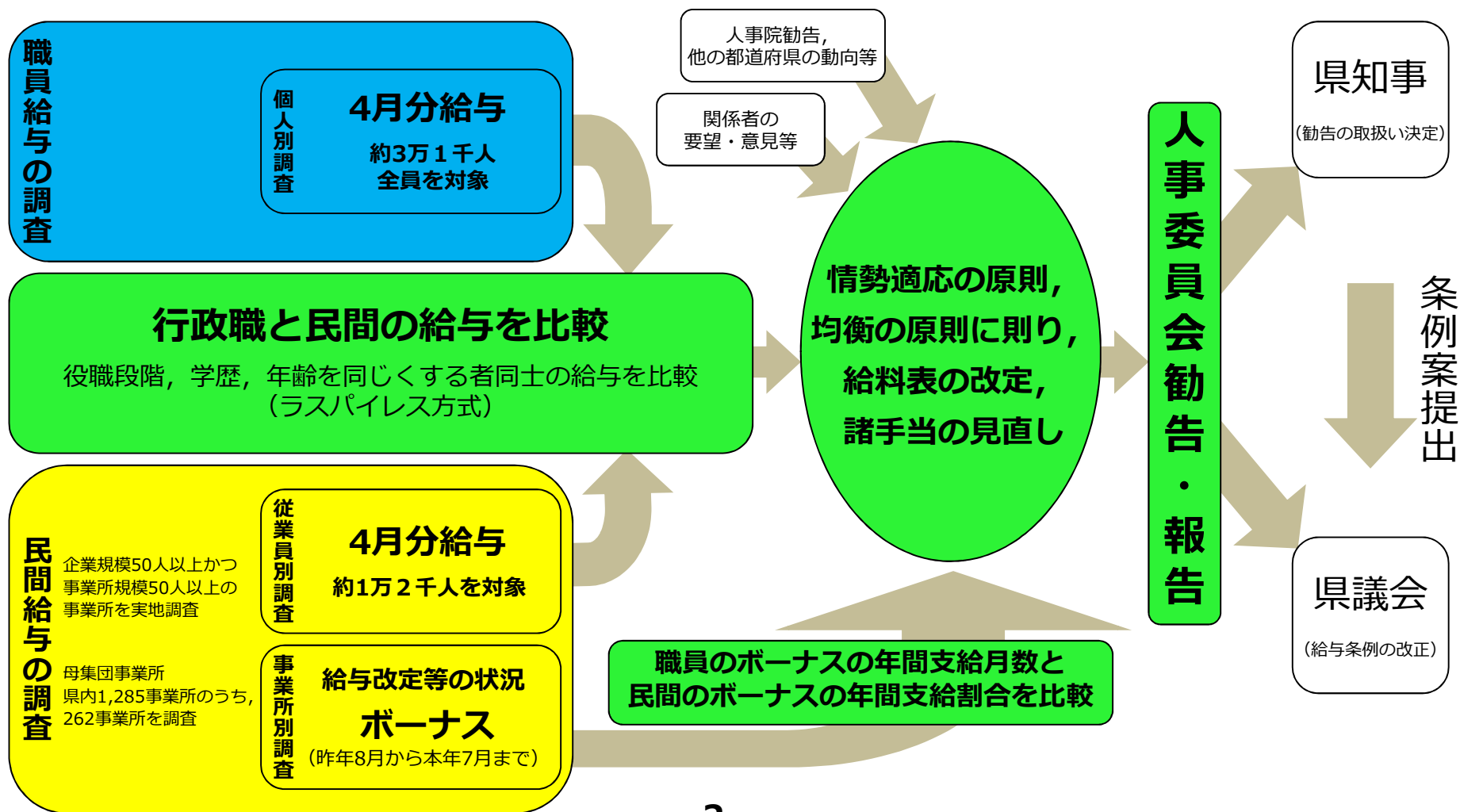
(注2) 行政職給料表の適用を受ける職員から, 平成30年4月1日付け新規卒の採用者等を除いたもの

(注3) 年齢は, 平成30年4月1日現在の満年齢

② 給与勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

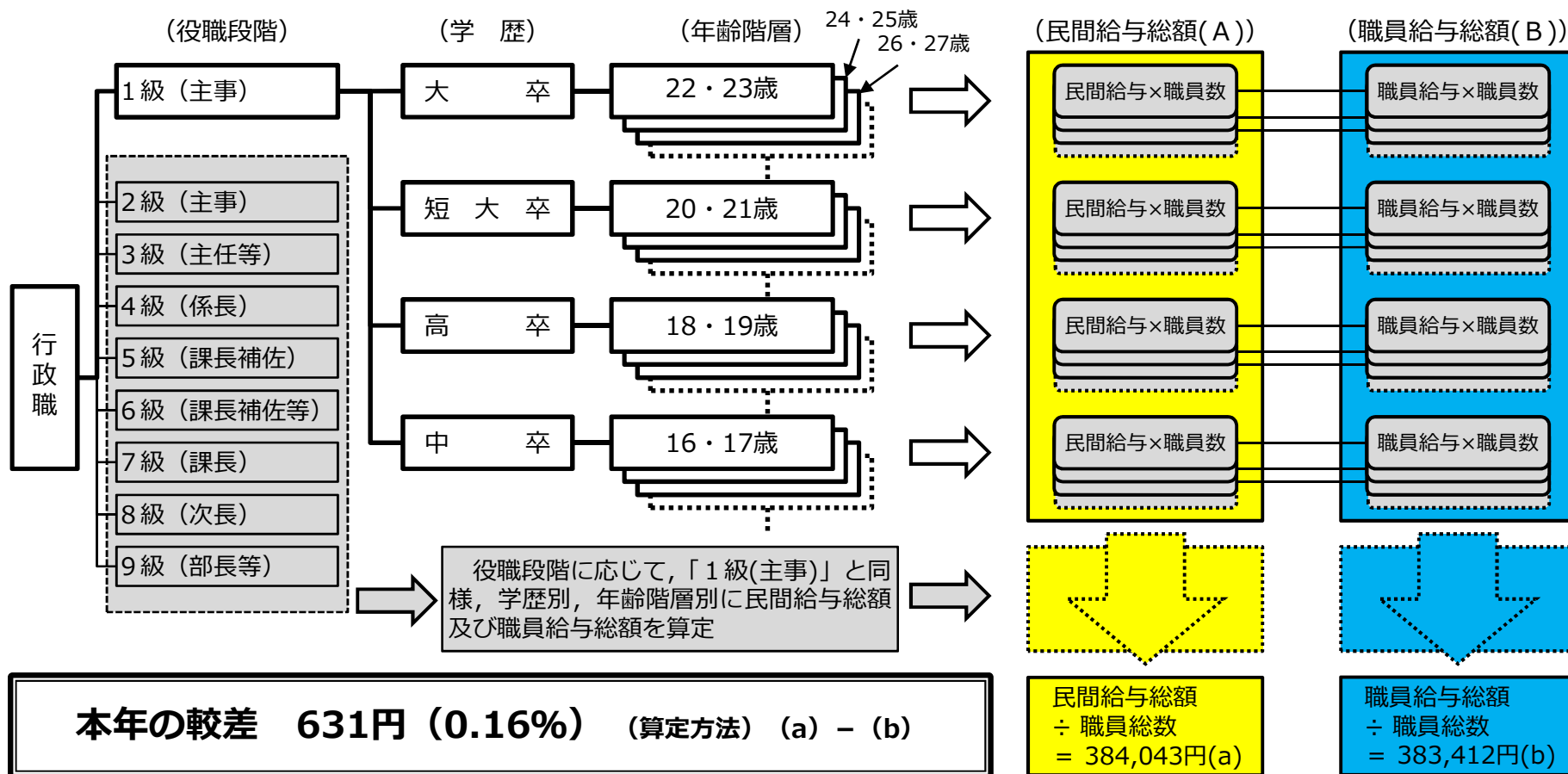
また、ボーナスについても、民間のボーナスの過去1年間(昨年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員のボーナスの年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員(行政職)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

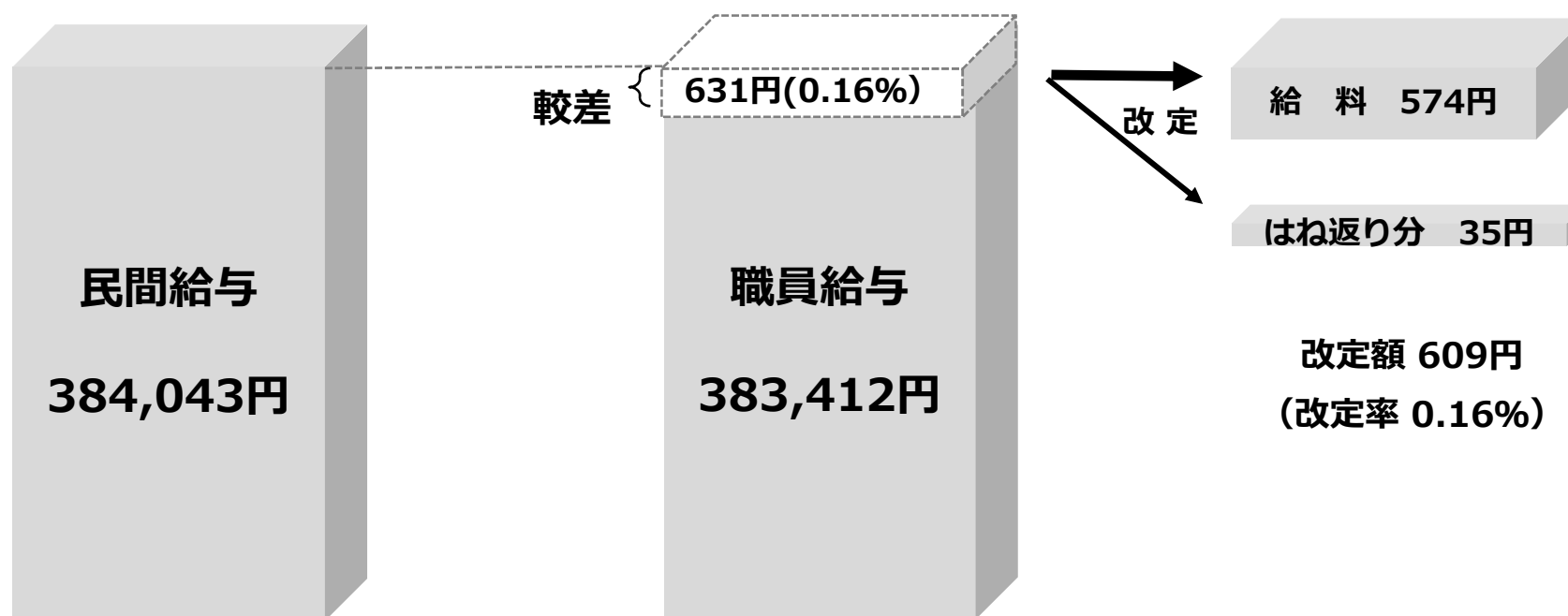


(注1) 平成30年職員給与実態調査の結果を基に算出

(注2) 平成30年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月時点の民間給与との較差 631円 (0.16%) であったため、以下のとおり給料を引き上げることとしました。



- (注1) 「はね返し分」とは、地域手当のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料の改定に伴い手当額が増減する分をいう。
- (注2) 本県では、従来から総合勘案方式（民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案）により、国に準じた給料表での改定を行っているが、国準拠の給料表に改定した場合、県職員の級号給の人員分布や手当の受給状況が国とは異なるため、必ずしも較差と改定額は一致しないこととなる。

⑤ 本年の勧告のポイント

1 公民較差等に基づく給与改定

(1) 給料表（平成30年4月1日実施）

- ・ 行政職給料表：若年層に重点を置きつつ，高齢層も含めて水準を引上げ
（平均改定率0.2%）
- ・ その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に水準を引上げ

(2) 初任給調整手当（平成30年4月1日実施）

- ・ 支給限度額を国に準じて引上げ

(3) ボーナス（平成30年12月1日実施）

- ・ ボーナスの支給月数の引上げ（4.40月 → 4.45月：+0.05月分）
- ・ 引上げ分は国に準じて勤勉手当に配分

2 宿日直手当の改定（平成30年4月1日実施）

- ・ 支給限度額を国に準じて引上げ

3 その他

- ・ 給料の調整額及び特殊勤務手当については，国・他の都道府県の動向等や勤務環境の変化等を考慮し，見直しの検討を進める必要がある。

⑥ 職員（行政職）の平均給与及びモデル給与例

職員（行政職）の平均給与

平均年齢	勧告前		勧告後		増減額（率）	
	月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与
43.3歳	383,412円	6,369,000円	384,021円	6,399,000円	609円 (0.16%)	30,000円 (0.47%)

（注）本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

モデル給与例（行政職）

職層	年齢 (歳)	勧告前		勧告後		年間給与の増減額 (円)
		月額(円)	年間給与(円)	月額(円)	年間給与(円)	
主事	25	213,590	3,503,000	214,862	3,534,000	31,000
主任	35	301,994	5,019,000	302,630	5,046,000	27,000
係長	45	388,172	6,537,000	388,596	6,565,000	28,000
課長補佐	50	426,014	7,174,000	426,438	7,205,000	31,000
課長	55	536,996	8,734,000	537,420	8,767,000	33,000
次部長 部 長	58	623,068	10,437,000	623,492	10,478,000	41,000

（注1）モデル給与例の月額及び年間給与は、給料、管理職手当及び地域手当を基礎に算出

（注2）扶養親族がいる場合には、扶養手当（平成30年度：配偶者6,500円、子1人につき10,000円等）を支給

⑦ 給与勧告の実施状況（行政職）

	月例給	ボーナス		行政職職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成13年	0.08%	4.70月	▲ 0.05月	▲ 1.7万円	▲ 0.25%
平成14年	▲ 1.99%	4.65月	▲ 0.05月	▲ 15.8万円	▲ 2.31%
平成15年	▲ 1.10%	4.40月	▲ 0.25月	▲ 17.7万円	▲ 2.63%
平成16年	－	4.40月	－	－	－
平成17年	▲ 0.35%	4.45月	+ 0.05月	+ 0.1万円	+ 0.01%
平成18年	－	4.45月	－	－	－
平成19年	0.15%	4.50月	+ 0.05月	+ 2.9万円	+ 0.44%
平成20年	－	4.50月	－	－	－
平成21年	▲ 0.24%	4.15月	▲ 0.35月	▲ 16.0万円	▲ 2.45%
平成22年	▲ 0.23%	3.95月	▲ 0.20月	▲ 9.9万円	▲ 1.56%
平成23年	▲ 0.25%	3.95月	－	▲ 1.5万円	▲ 0.24%
平成24年	－	3.95月	－	－	－
平成25年	－	3.95月	－	－	－
平成26年	0.24%	4.10月	+ 0.15月	+ 7.4万円	+ 1.21%
平成27年	0.40%	4.20月	+ 0.10月	+ 6.4万円	+ 1.03%
平成28年	0.23%	4.30月	+ 0.10月	+ 5.4万円	+ 0.86%
平成29年	0.13%	4.40月	+ 0.10月	+ 4.8万円	+ 0.76%
平成30年	0.16%	4.45月	+ 0.05月	+ 3.0万円	+ 0.47%